

新 旧 対 照 表

静岡県林地開発許可審査基準及び留意事項

改 正 前	改 正 後
第 1 章 省略 第 2 章 審査の基準 第 1 手続上の要件（規則第 4 条関係） 1 ～ 4 省略 5 規則第 4 条第 6 号関係 申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。特に、防災施設の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があることを確認できること。具体的な内容については、別記 1 によること。（ただし、知事の判断により、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。） また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認できること。 (1) 防災施設の設置の先行実施を担保する観点から、防災施設の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等が提出されていること。 (2) 省略 6 「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」（昭和 37 年農林省告示第 851 号。以下「様式告示」という。）の様式 1 中注	第 1 章 省略 第 2 章 審査の基準 第 1 手続上の要件（規則第 4 条関係） 1 ～ 4 省略 5 規則第 4 条第 6 号関係 申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。特に、防災施設等（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調整池、貯水池、沈砂池その他森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ）の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があることを確認できること。また、開発行為が中断され、放置されることなく適切に完了することを確保する観点から、申請者が他の林地開発地において監督処分を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを確認できること。具体的な内容については、別記 1 によること。（ただし、知事の判断により、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。） また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認できること。 (1) 防災施設等の設置の先行実施を担保する観点から、防災施設等の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等が提出されていること。 (2) 省略 6 「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」（昭和 37 年農林省告示第 851 号。以下「様式告示」という。）の様式 1 中注意事

意事項 3 において、「開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること」としているが、これは、開発行為の許可申請に当たって申請者と施行者が異なる場合に、施行者による防災措置の確実な実施を担保する観点から、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を確認するためである。具体的には、別記 1 に定める書類により確認できること。(ただし、知事の判断により、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。)

また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類が提出されているとともに、着手前までに別記 1 に定める書類を提出することについて確約書が提出されていること。

7 省略

第 2 災害を発生させるおそれに関する事項(法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関係)

1～10 省略

11 仮設防災施設の設置等

開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤等、排水施設、洪水調整池等について防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行われていること。

12 防災施設の維持管理

項 3 において、「開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること」としているが、これは、開発行為の許可申請に当たって申請者と施行者が異なる場合に、施行者による防災措置の確実な実施を担保する観点から、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を確認するためである。具体的には、別記 1 に定める書類により確認できること。(ただし、知事の判断により、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。)

また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設等の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類が提出されているとともに、着手前までに別記 1 に定める書類を提出することについて確約書が提出されていること。

7 省略

第 2 災害を発生させるおそれに関する事項(法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関係)

1～10 省略

11 仮設の防災施設等の設置等

開発行為の施行ににおいて、防災施設等のうち、災害の防止のために必要な排水施設、えん堤、洪水調整池等であって仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行われていること。

12 防災施設等の維持管理

整備した排水施設や洪水調整池等が十分に機能を発揮できるよう、土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにされていること。	<u>(1) 開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。</u> <u>(2) 開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。</u>
第3 水害を発生させるおそれに関する事項(法第10条の2第2項第1号の2関係) 1～8 省略 9 開発行為の施行において、当たって水害の防止のために必要な洪水調整池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行われていること。 10 開発行為の完了後においても整備した洪水調整池等が十分に機能を発揮できるよう、土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにされていること。	第3 水害を発生させるおそれに関する事項(法第10条の2第2項第1号の2関係) 1～8 省略 9 <u>仮設の洪水調整池等の設置等</u> 開発行為の施行において、<u>防災施設等のうち、</u>水害の防止のために必要な洪水調整池等<u>であって、仮設のもの</u>を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期<u>が明らかにされており、かつ、設計が本設の洪水調整池等を設置する場合</u>に準じて行われていること。 10 <u>洪水調整池等の維持管理</u> <u>(1) 開発行為の施行中において、設置した洪水調整池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該洪水調整池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。</u> <u>(2) 開発行為の完了後においても維持すべき洪水調整池等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。</u>
第4 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項(法第10条の2第2項第2号関係) 1～2 省略 3、4 新設	第4 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項(法第10条の2第2項第2号関係) 1～2 省略 <u>3 仮設の貯水池等の設置等</u>

第5 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項(法第10条の2第2項第3号関係) 1 森林又は緑地の残置又は造成 開発行為をしようとする森林の区域(開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。)に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置、若しくは造成する森林又は緑地(以下「残置森林等」という。)の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 省略 2～3 省略 4 残置森林等の維持管理 残置森林等を善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、「残置す	<u>開発行為の施行において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行われていること。</u> <u>4 貯水池等の維持管理</u> <u>(1) 開発行為の施行において、設置した貯水池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該貯水池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。</u> <u>(2) 開発行為の完了後においても維持すべき貯水池等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。</u> 第5 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項(法第10条の2第2項第3号関係) 1 森林又は緑地の残置又は造成 開発行為をしようとする森林の区域(開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。)に<u>において</u>、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ残置<u>し</u>、若しくは造成する<u>相当面積</u>の森林又は緑地(以下「残置森林等」という。)の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 省略 2～3 省略 4 残置森林等の維持管理 残置森林等を善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、「残置する
---	--

る森林等の管理に関する誓約書」若しくは「残置する森林及び林地開発行為の跡地の管理に関する誓約書」が添付されていること又は地方公共団体との間で残置森林等の維持管理について協定が締結されていること。この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めることが明らかなこと。

さらに、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、施設の増設等に係る開発許可の申請に当たっては、残置森林等の面積等が基準を下回っていないこと。なお、別荘地や住宅団地、工場団地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことが売買契約に当たって明記されていること。

第 6 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について

省略

第 7 新設

森林等の管理に関する誓約書」若しくは「残置する森林及び林地開発行為の跡地の管理に関する誓約書」が添付されていること又は地方公共団体との間で残置森林等の維持管理について協定が締結されていること。また、開発行為をしようとする森林の区域内の残置森林等については、原則として将来にわたりその保全又は形成に努めることが明らかなこと。なお、許可条件としてその旨を付すものとする。

残置森林等については、森林の公益的機能の発揮のために確保されるべきものであることから、開発行為は行わないこと。ただし、施設の増設等に係る開発許可の申請に当たっては、残置森林等の面積等が基準を下回っていないと認められる場合はこの限りではない。なお、別荘地や住宅団地、工場団地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことが売買契約に当たって明記されていること。

第 6 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について

省略

第 7 開発行為に係る完了確認等

法第 10 条の 2 第 4 項の規定により防災施設等を特定の開発行為に先行して設置することを許可条件として付した場合には、県が、当該防災施設等が計画書の内容のとおり設置されたことの確認を行うまでの間は、当該特定の開発行為を行わないこと。

仮に、県による当該確認を経ずに当該特定の開発行為に着手した場合、その着手の時点において防災施設等が計画書の内容のとおり設置されていなかったことが明らかになった場合には、法第 206 条第 2 号の罰則の対象となり得る。

また、排水系統を同じくする流域を複数含むような大規模開発については小流域等の区域ごと、暗渠のような埋設する施設については視認で

第3章 留意事項

第1 開発行為の一体性

1～3 省略

第2 関係市町長の意見(法第10条の2第6項関係)

申請者は、県が聴取した開発行為に対する関係市町長の意見への対応状況を、県及び関係市町長に提出するものとする。市町長から法第10条の2第2項各号に関する具体的な懸念が表明されている場合等には、当該対応状況について関係市町長へ説明するものとする。

第3 配慮事項

(1) 開発行為を避けるべき森林

次に掲げる森林は、原則として施行区域に含めないものとする。やむを得ず区域に含める場合には、アからオについては、関係部局と十分協議を行い立地について同意を得るものとし、カについては自然保護担当

きる期間中に部分確認を受けるなど開発行為の施行状況に応じた部分確認や施行状況を定期報告すること。

第3章 留意事項

第1 開発行為の一体性

1～3 省略

第2 関係市町長の意見(法第10条の2第6項関係)

申請者は、関係市町長が必要に応じて開発行為により影響を受ける者の意見を把握する場合において、その意見の把握に必要な範囲で申請書の全部又は一部を当該影響を受ける者へ提供することについて知事に同意書(記載様式第10号)を提出し、同意するものとする。なお、当該影響を受ける者は、原則として、「森林における開発行為の許可に係る指導要綱」(平成18年4月4日静岡県告示第1766号)第2条の周辺自治会とする。

また、申請者は、県が聴取した開発行為に対する関係市町長の意見への対応状況を、県及び関係市町長に提出するものとする。なお、当該関係市町長から法第10条の2第2項各号に関する具体的な懸念が表明されている場合等には、必要に応じ、当該対応状況について県又は申請者が当該関係市町長へ説明するものとする。

県は、申請書の審査に当たっては、関係市町長の意見や当該意見への対応状況を踏まえて、法第10条の2第2項各号のいずれかへの該当の有無について判断する。

第3 配慮事項

(1) 開発行為を避けるべき森林

次に掲げる森林は、原則として施行区域に含めないものとする。やむを得ず区域に含める場合には、アからオについては、関係部局と十分協議を行い立地について同意を得るものとし、カについては自然保護担当部局

部局より事前に保護方針等の指導を受けることが望ましい。 ア 保安林、保安施設地区及びこれらの指定予定の森林 イ 県営林（県有林及び県行造林） ウ 林道の利用区域、造林、間伐その他林業関係の公共投資が行われた森林 エ 森林経営計画等各種整備計画が樹立されている森林 オ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の森林 カ 貴重な動植物が存在する森林 (2) 省略 2～7 省略 別記 1 開発行為の許可の申請書に添付する書類について 規則第 4 条第 1 号に規定する開発行為に係る森林の位置図及び区域図、規則第 4 条第 2 号及び森林法施行細則（平成12年静岡県規則第45号。以下「細則」という。）第 2 条に規定する開発行為に関する計画書、規則第 4 条第 6 号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類、様式告示の様式 1 中注意事項 3 及び細則第 3 条第 2 項に規定する林地開発変更許可申請書の様式第 2 号中注 2 に記載する防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類、その他知事が必要と定める書類として必要な事項は、以下のとおりとする。 第 1 条～第 3 条 省略 （計画書）（審査基準等第 2 章第 1 の 1 関係）	より事前に保護方針等の指導を受けることが望ましい。 ア 保安林、保安施設地区及びこれらの指定予定の森林 イ 県営林（県有林及び県行造林） ウ 林道の利用区域、造林、間伐その他林業関係の公共投資が行われた森林 エ 森林経営計画等各種整備計画が樹立されている森林 オ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の森林 カ 貴重な動植物が存在する森林 <u>キ 残置森林等</u> (2) 省略 2～7 省略 別記 1 開発行為の許可の申請書に添付する書類について 規則第 4 条第 1 号に規定する開発行為に係る森林の位置図及び区域図、規則第 4 条第 2 号及び森林法施行細則（平成12年静岡県規則第45号。以下「細則」という。）第 2 条に規定する開発行為に関する計画書、規則第 4 条第 6 号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類、様式告示の様式 1 中注意事項 3 及び細則第 3 条第 2 項に規定する林地開発変更許可申請書の様式第 1 号中注 2 に記載する防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類、その他知事が必要と定める書類として必要な事項は、以下のとおりとする。 第 1 条～第 3 条 省略 （計画書）（審査基準等第 2 章第 1 の 1 関係）
---	---

第4条 計画書には、次の各号に掲げる事項について記載し又は資料を添付することにより、当該開発行為の内容を説明するものとする。

- (1) 関係市町長との協議結果又は市町土地利用要綱等の承認書の写し
- (2) 記載様式第1号による森林現況とりまとめ表及び附表
- (3) 記載様式第2号による開発区域内の土地の明細表
- (4) 森林計画図の写し
- (5) 関係法令の規制状況及び該当事項に対する対応
- (6) 事業計画書

ア 事業の概要

事業の目的、事業の内容、施設計画と将来計画、土地の選定の理由等を記載する。

イ 計画地の現況

土地利用状況、標高、傾斜、地質・土壌、貴重な動植物の有無等を記載する。

ウ 計画地の水に関する影響

開発行為に係る森林に水源として依存している水利用の実態の有無及び対応等を記載する。

エ 土地利用規制現況等

開発区域における法令の規制状況等を記載する。

オ 土地利用計画

施設利用計画、排水施設・防災施設・仮設防災施設等の防災計画、道路計画、水の確保に対する計画、緑化計画等を記載する。1

カ 資金計画

事業費、資金計画等を記載する。

キ 土工計画

切土・盛土の土量及び形状、残土・不足土の処理方法等を記載する。

ク 施設完成後の運営利用計画

第4条 計画書には、次の各号に掲げる事項について記載し又は資料を添付することにより、当該開発行為の内容を説明するものとする。

- (1) 関係市町長との協議結果又は市町土地利用要綱等の承認書の写し
- (2) 記載様式第1号による森林現況とりまとめ表及び附表
- (3) 記載様式第2号による開発区域内の土地の明細表
- (4) 森林計画図の写し
- (5) 関係法令の規制状況及び該当事項に対する対応
- (6) 事業計画書

ア 事業の概要

事業の目的、事業の内容、施設計画と将来計画、土地の選定の理由等を記載する。

イ 計画地の現況

土地利用状況、標高、傾斜、地質・土壌、貴重な動植物の有無等を記載する。

ウ 計画地の水に関する影響

開発行為に係る森林に水源として依存している水利用の実態の有無及び対応等を記載する。

エ 土地利用規制現況等

開発区域における法令の規制状況等を記載する。

オ 土地利用計画

施設利用計画、排水施設・防災施設・仮設防災施設等の防災計画、道路計画、水の確保に対する計画、緑化計画等を記載する。

カ 資金計画

事業費、資金計画等を記載する。

キ 土工計画

切土・盛土の土量及び形状、残土・不足土の処理方法等を記載する。

ク 施設完成後の運営利用計画

2 資金の調達について証する書類(自己資金により調達する場合は預金

2 資金の調達について証する書類(自己資金により調達する場合は預金)

残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等で申請前1ヶ月以内のもの。資金の調達方法に応じ添付する。) 3 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料 4 納税証明書 5 事業経歴書(必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。) 6 法人の登記事項証明書 7 定款(法人の場合) 8 住民票等(個人の場合) (防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類) (審査基準等第2章第1の6関係) 第9条 防災措置を講ずるために必要な能力の確認に当たっては、次に掲げる申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類を添付することとする。 1 建設業法許可書(土木工事業) 2 事業経歴書(必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。) 3 預金残高証明書 4 納税証明書 5 事業実施体制を示す書類(職員数、主な役員・技術者名等) 6 林地開発に係る施工実績を示す書類(監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができる。)	残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等で申請前1ヶ月以内のもの。資金の調達方法に応じ添付する。) 3 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料 4 納税証明書 5 事業経歴書(必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。) 6 法人の登記事項証明書 7 定款(法人の場合) 8 住民票等(個人の場合) <u>9 森林法第10条の3第1項の規定に関する誓約書(記載様式第9号)</u> (防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類) (審査基準等第2章第1の6関係) 第9条 防災措置を講ずるために必要な能力の確認に当たっては、次に掲げる申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設<u>等</u>の設置に関わる者に関する書類を添付することとする。 1 建設業法許可書(土木工事業) 2 事業経歴書(必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。) 3 預金残高証明書 4 納税証明書 5 事業実施体制を示す書類(職員数、主な役員・技術者名等) 6 林地開発に係る施工実績を示す書類(監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができる。)
---	---

第10条 新設 (提出書類の部数) 第10条 省略	<u>(申請書の提供に係る同意)</u> <u>第10条 関係市町長が必要に応じて開発行為により影響を受ける者の意見を把握する場合において、その意見の把握に必要な範囲で申請書の全部又は一部を当該影響を受ける者へ提供することについて同意書（記載様式第10号）を添付することとする。</u> (提出書類の部数) 第<u>11</u>条 省略
--	--

(別表) 添付図面					(別表) 添付図面				
No.	図面の種類	主 な 明 示 す べき 事 項	標準縮 尺	作成要領等	No.	図面の種類	主 な 明 示 す べき 事 項	標準縮 尺	作成要領等
1	位置図 (規則第4条関係)	①開発行為にかかる森林の位置	1/25,000	図面は国土地理院の地形図を使用し、区域は赤線で囲む。	1	位置図 (規則第4条関係)	①開発行為にかかる森林の位置	1/25,000	図面は国土地理院の地形図を使用し、区域は赤線で囲む。
2～9 (省略)					2～9 (省略)				
10	排水系統図	①集水区域 ②直接放流区域 ③排水施設の位置、構造 ④吐出口位置、放流河川、水路名 ⑤防災施設の位置	1/2,500 ～1/500		10	排水系統図	①集水区域 ②直接放流区域 ③排水施設の位置、規格 ④吐出口位置、放流河川、水路名 ⑤防災施設等の位置	1/2,500 ～1/500	
11 (省略)					11 (省略)				
12	防災施設構造図	①正面図、平面図、側面図、断面図、配筋図 ②構造各部の仕上り寸法 ③材料の種類及び寸法 ④基礎工の材料及び寸法 ⑤調整池の水位及び容量	1/50 ～ 1/500	調整池、沈砂池、砂防施設、擁壁及び仮設防災施設について作成する。	12	防災施設等構造図	①正面図、平面図、側面図、断面図、配筋図 ②構造各部の仕上り寸法 ③材料の種類及び寸法 ④基礎工の材料及び寸法 ⑤調整池の水位及び容量	1/50 ～ 1/500	調整池、沈砂池、砂防施設、擁壁、排水施設及び仮設防災施設等について作成する。
13	道路計画図	①縦断面図 ②標準横断面図	1/50 ～1/500		13	道路計画図	①縦断面図 ②標準横断面図	1/50 ～1/500	
14	その他の図面	必要に応じて次の図面を添付する。 ①跡地利用計画図 ②現存植生図 針葉樹、広葉樹、草木、農地、その他に区分し樹木については樹種毎に区分する。 ③求積図 ④捨土計画に関する図面 計画平面図、縦横断面図、防災施設構	1/2,500 ～1/500	①は土石の採掘、廃棄物の最終処分場等の場合に添付する。 なお、緑化計画平面図とまとめて1枚としてもよい。 ③は開発区域、開発行為に係る森林の区域及び残置する森林の区域について作成する。	14	その他の図面	必要に応じて次の図面を添付する。 ①跡地利用計画図 ②現存植生図 針葉樹、広葉樹、草木、農地、その他に区分し樹木については樹種毎に区分する。 ③求積図 ④捨土計画に関する図面 計画平面図、縦横断面図、防災施設構	1/2,500 ～1/500	①は土石の採掘、廃棄物の最終処分場等の場合に添付する。 なお、緑化計画平面図とまとめて1枚としてもよい。 ③は開発区域、開発行為に係る森林の区域及び残置する森林の区域について作成する。

		造図 ⑤建築物等の概要図		
15	現況写真	①区域の全景（空中写真が望ましい。） ②主な構造物の設置箇所		①事業区域を線で囲む。

記載様式第 1 号～ 8 号 省略

記載様式第 9 号、10号 新設

		造図 ⑤建築物等の概要図		
15	現況写真	①区域の全景（空中写真が望ましい。） ②主な構造物の設置箇所		①事業区域を線で囲む。

記載様式第 1 号～ 8 号 省略

記載様式第 9 号

森林法第10条の 3 第 1 項の規定に関する誓約書

年 月 日

静岡県知事 様

申請者 住所

氏名

森林法第 10 条の 3 第 1 項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約します。

また、本申請に係る開発行為について、許可条件を遵守し、適正に事業を実施します。

なお、本誓約に虚偽が判明した場合は、許可の取消しその他必要な措置を

受けることについて、異議はありません。

記載様式第10号

林地開発許可申請書類の提供に係る同意書

年 月 日

静岡県知事 様

申請者 住所

氏名

森林法第 10 条の 2 第 6 項の規定に定める関係市町村長の意見聴取に関し、当該市町長が必要に応じて開発行為により影響を受ける者の意見を把握するに当たり、その意見の把握に必要な範囲で下記に係る林地開発許可申請書の全部又は一部を当該影響を受ける者に提供することについて同意します。

記

<u>開発行為に係る 森林の所在場所</u>	<u>市 町</u>
	<u>大字 字 番地外 筆</u>
	<u>郡</u>

	<u>開発行為に係る 森林の土地の面積</u>	
	<u>開発行為の目的</u>	
	<u>備</u> <u>考</u>	
別記 2 ～ 3 省略		
別記 4		
太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等の運用について		
令第 2 条の 3 に規定する開発行為の許可対象となる開発行為の規模のうち、太陽光発電設備の設置を目的とする行為については、切土又は盛土をほとんど行わなくても現地形に沿った設置が可能であるなど、他の目的に係る開発行為とは異なる特殊性が見受けられる。これを踏まえ、当該目的に係る開発行為に当たっては、次に掲げる事項に基づき実施すること。		
第 1 審査基準等第 2 章 審査の基準について		
1 自然斜面への設置について		
審査基準等第 2 章第 2 の 2 の規定に基づき、開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が 30 度以上である場合には、土		
別記 2 ～ 3 省略		
別記 4		
太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等の運用について		
令第 2 条の 3 に規定する開発行為の許可対象となる開発行為の規模のうち、太陽光発電設備の設置を目的とする行為については、切土又は盛土をほとんど行わなくても現地形に沿った設置が可能であるなど、他の目的に係る開発行為とは異なる特殊性が見受けられる。これを踏まえ、当該目的に係る開発行為に当たっては、次に掲げる事項に基づき実施すること。		
第 1 審査基準等第 2 章 審査の基準について		
1 自然斜面への設置について		
審査基準等第 2 章第 2 の 2 の規定に基づき、開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が 30 度以上である場合には、土		

は、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

2 省略

3 残置若しくは造成する森林又は緑地について

開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、別記 3 によらず、次の表のとおりとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
太陽光発電施設の設置	森林率は 25 パーセント（残置森林率は 15 パーセント）	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね幅 30メートル以上の残置森林又は造成森林（おお

砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設等を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設等を確実に設置することとする。なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設等を設置することとする。

2 省略

3 残置若しくは造成する森林又は緑地について

開発行為をしようとする森林の区域における残置森林等の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、別記 3 の表によらず、次の表のとおりとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
太陽光発電施設の設置	<u>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積</u>	1 原則として周辺部に残置森林を配置する。また、稜線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。

	セント) 以上とする。	むね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。また、稜線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 か所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間におおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。		<u>が40ヘクタール未満の場合は、森林率は25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。</u> <u>2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。</u>	2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林 <u>(ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、4 のとおり全て残置森林)</u> を配置する。 <u>3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上40ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林) を配置することとする。</u> <u>4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。</u>
(注)「1箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。			(注)「1箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。		
第2 審査基準等第3章 留意事項について			第2 審査基準等第3章 留意事項について		

1～4 省略 5 地域の合意形成等を目的とした制度との連携について 太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律(平成 25 年法律第 81 号)や、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施に当たって協議会での合意形成の促進が措置されている。このため、申請者は、これらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図るよう努めること。	1～4 省略 5 地域の合意形成等を目的とした制度との連携について 太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の<u>発電の</u>促進に関する法律(平成25年法律第81号)や、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施に当たって協議会での合意形成の促進が措置されている。このため、申請者は、これらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図るよう努めること。
--	--